

茨城キリスト教大学 内部質保証に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学の教育・研究・社会貢献その他の事業の質を、本学が自ら定期的に点検・評価・公表するとともに、社会の評価や外部質保証の結果等に基づき質の維持・向上・改善を図る施策を同時に策定・公表することをもって、一定水準以上の質を絶えず保証するために設ける。

(内部質保証会議)

第2条 上述の目的を実現するために、本学に「茨城キリスト教大学内部質保証会議」（以下「内部質保証会議」と称する）を設置する。

- 2 内部質保証会議は第1条に規定する目的を実現するための内部質保証諸施策を策定してその実施を主導し、その過程で各組織に対し内部質保証に係る指導・助言を行い、もって学長による本学統督の全般を補佐する。
- 3 内部質保証会議は大学運営の責任を負う大学運営会議構成員および各学科主任、ならびに授業改善委員長をもって構成し、学長が会長となる。
- 4 内部質保証会議は原則として毎年度5月および2月に開催し、必要に応じて学長の判断により臨時会議を別に開催するものとする。
- 5 内部質保証会議の事務は庶務課が所管し、事務長が統括する。

(内部質保証方針と方針検討・実施委員会)

第3条 内部質保証会議は本学の内部質保証のあり方を総合的にとりまとめた「内部質保証方針」を定め、公表する。

- 2 内部質保証会議は前項に定める「内部質保証方針」の改定を検討する下部組織として、「方針検討・実施委員会」を設置する。
- 3 方針検討・実施委員会は、特に前年度までの自己点検・評価の項目や指標、実施のあり方を吟味し、必要な場合は「内部質保証方針」の改定案にその検討結果を反映させて内部質保証会議に提案する。
- 4 方針検討・実施委員会は内部質保証会議が推薦する若干名をもって構成し、副学長または事業のあるときは学長が指名する学部長が委員長となる。

(自己点検・評価報告書の公表と改善策の実施)

第4条 第3条第1項に規定する「内部質保証方針」に基づき、自己点検・評価を毎年度実施する。

- 2 第3条第4項に規定する方針検討・実施委員長（副学長または担当学部長）は、自己点検・評価の実施を管理・監督・主導するとともに、その点検・評価の結果および改善策を「自己点検・評価報告書」の草案として取りまとめ、内部質保証会議の検討に付す。
- 3 内部質保証会議は、前項の検討を経て「茨城キリスト教大学自己点検・評価 年次報告書」を確定し、全教職員に対して当該報告書に記載された改善策の実施を指示する。
- 4 内部質保証会議は前項の年次報告書を常任理事会に報告し了解を得るとともに、これを広く社会に公表してその評価を仰ぐ。

(規程の改正)

第5条 この規程の改定は、内部質保証会議および合同教授会の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 本規程は、平成7年4月1日より施行する。
- 2 本規程は、1996年4月1日より施行する。
- 3 本規程は、1998年4月1日より施行する。
- 4 本規程は、2006年4月1日より施行する。
- 5 本規程は、2012年4月1日より施行する。
- 6 本規程は、「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」より「茨城キリスト教大学内部質保証に関する規程」に名称変更および改定を行い、2023（令和5）年10月1日より施行する。
- 7 本規程は、2025（令和7）年8月1日より施行する。